

H 附帯意見・要望等一覧表

この表は、昭和 22 年以降県議会で議決された附帯意見等の一覧表である。

- ① 昭和 22 年 1 月 6 日
昭和 22 年度追加予算議決に当たっての希望意見
- ② 昭和 24 年 2 月 27 日
昭和 23 年度追加予算議決に当たっての附帯意見及び希望意見
- ③ 昭和 24 年 5 月 25 日
議案第 6 号「県有財産譲渡について同意を求める件（農業技術指導農場の廃止に伴う建物等の処分）」議決に当たっての附帯条件
- ④ 昭和 25 年 3 月 24 日
昭和 24 年度追加更正予算等議決に当たっての希望意見及び附帯条件
- ⑤ 昭和 25 年 8 月 2 日
議案第 33 号「寄付行為について県会の同意を求める件（鳥取県信用保証協会に県出資金を寄付するもの）」議決に当たっての希望意見
- ⑥ 昭和 25 年 8 月 2 日
議案第 35 号「県有財産処分について同意を求める件（県立授産場の払い下げ）」議決に当たっての附帯条件
- ⑦ 昭和 26 年 2 月 23 日
昭和 25 年度追加予算議決に当たっての希望意見
- ⑧ 昭和 26 年 3 月 24 日

昭和 26 年度予算議決に当たっての希望条件

- ⑨ 昭和 26 年 9 月 2 日

昭和 26 年度追加予算等議決に当たっての希望意見

- ⑩ 昭和 27 年 3 月 1 日

昭和 26 年度追加更正予算議決に当たっての希望意見

- ⑪ 昭和 27 年 7 月 3 日

昭和 27 年度追加更正予算議決に当たっての条件及び希望
意見

- ⑫ 昭和 27 年 11 月 1 日

議案第 11 号「県有財産の処分について同意を求める件（大
伊村県有林）」議決に当たっての附帯条件

- ⑬ 昭和 28 年 3 月 29 日

昭和 28 年度予算等議決に当たっての希望意見

- ⑭ 昭和 28 年 6 月 20 日

議案第 1 号「鳥取市外 15 ケ村の合併に関する件」議決に当
たっての希望意見

- ⑮ 昭和 28 年 6 月 30 日

昭和 28 年度追加予算議決に当たっての希望意見

- ⑯ 昭和 28 年 9 月 26 日

議案第 9 号「県有財産処分について同意を求める件（応急
仮設住宅）」議決に当たっての希望意見

- ⑰ 昭和 29 年 3 月 6 日

昭和 28 年度追加更正予算議決に当たっての希望意見

- ⑱ 昭和 29 年 5 月 14 日

議案第 4 号「県有動産処分について同意を求める件」議決
に当たっての希望意見

- ⑲ 昭和 29 年 8 月 2 日
諮問第 1 号「市町村合併計画に関する件」議決に当たって
の希望意見
- ⑳ 昭和 30 年 3 月 18 日
昭和 30 年度予算決議に当たっての希望意見
- ㉑ 昭和 30 年 3 月 18 日
議案第 22 号「鳥取県部局設置条例中一部改正の件」議決に
当たっての希望意見
- ㉒ 昭和 31 年 3 月 22 日
昭和 31 年度予算議決に当たって希望意見
- ㉓ 昭和 32 年 3 月 25 日
昭和 31 年度追加更正予算議決に当たっての希望意見
- ㉔ 昭和 32 年 3 月 29 日
議案第 73 号「東伯郡中山村及び西伯郡逢坂村の合併に関す
る件」議決に当たっての希望意見
- ㉕ 昭和 32 年 9 月 30 日
議案第 5 号「職員の給与に関する条例中一部改正の件」議
決に当たっての意見
- ㉖ 昭和 33 年 3 月 15 日
昭和 32 年 12 月定例会議案第 21 号「鳥取県職員退職手当支
給条例中一部改正の件」議決に当たっての意見
- ㉗ 昭和 33 年 3 月 29 日
昭和 33 年度予算審議に当たっての意見
- ㉘ 昭和 33 年 10 月 6 日
昭和 33 年度追加更正予算等議決に当たっての意見
- ㉙ 昭和 34 年 10 月 10 日

議案第 6 号「職員の給与に関する条例中一部改正の件」議決に当たっての意見

③⑩ 昭和 35 年 12 月 21 日

議案第 12 号「職員の給与に関する条例中一部改正の件」議決に当たっての希望意見

③⑪ 昭和 36 年 3 月 29 日

昭和 36 年度予算議決に当たっての附帯意見

1. 総務・教育関係

- (1) 所得倍増、生産拡大計画に見合う県経済長期計画を策定するよう措置すること。
- (2) 高校再編成に当たっては明年度末期において再び混乱を惹起しないよう、速やかに準備すること。
- (3) 職員互助会・国鉄智上線建設期成同盟会・鳥取県育英会等の補助金交付に際し、それぞれ受入体制の整備に努めるよう強力に措置すること。

2. 農林関係

- (1) 農業近代化資金の原資に県共済農協連の保有する資金を大幅に繰り入れるよう指導すること。
- (2) 同資金の貸付に当たっては、単位農協の取扱手数料をでき得る限り低減するよう指導すること。
- (3) 同資金の運用について、市・町・村においても協力措置をとるよう要請すること。
- (4) 設置準備中の農林事務所（仮称）はその目的達成のため単にパイロット・予備地区等にのみ満足することなく、全市町村を対象として農業構造改善計画を推進すること。このためさらに必要な措置を講ずること。

(5) 畜産振興のため関係諸機関の整備・強化を図ること。

3. 土木関係

(1) 単独県費による道路橋梁補修事業は今後も財源の余裕を見て極力増額措置を講ずること。

(2) 観光会館の建設を促進し所期の目的達成に努力すること。

4. 厚生関係

同和対策事業として環境設備について今後も財源の余裕を見て一段と推進すること。

③② 昭和 39 年 7 月 7 日

議案第 14 号「県有財産の取得に関する件」議決に当たっての希望意見

1. 今後財団法人鳥取大学工学部誘致期成同盟会を設置し、工学部の誘致を円滑に促進するとともに、期成同盟会の負担区分を折半とする。

2. 土地に関しては、石破鳥取県知事と高田鳥取市長との間に覚え書きを取り交わされたい。

③③ 昭和 39 年 8 月 4 日

議案第 3 号「公有財産を支払手段として使用することについて議決を求める件」議決に当たっての希望意見

特に公害の防止に万遺漏なきを期せられたい。

③④ 昭和 39 年 10 月 3 日

昭和 38 年度鳥取県営企業決算認定に当たっての希望意見

今後工事請負契約の締結に当たっては、さらに慎重に行うよう配慮されたい。

③⑤ 昭和 40 年 1 月 20 日

議案第 6 号「職員の給与に関する条例等中一部改正の件」
議決に当たっての附帯意見

今後の県政執行に当たっては、全職員をして公僕精神に徹せしめ、人事管理の公正を期し、活発なる新陳代謝と適正配置をもってこれらの質的向上を図り、行政運営全般の合理化に努めるとともに、いやしくも人件費等の増高により住民福祉を図る事業費等を圧迫して行政水準の低下を来すがごときことなく、行財政運営の一層の効率化に配慮すること。

③⑥ 昭和 40 年 6 月 5 日

議案第 1 号「昭和 40 年度鳥取県一般会計補正予算」議決に
当たっての意見

歳出第 6 款農林水産業費第 1 項農業費第 7 目植物防疫費について、今回の除外地域に対しては、黒斑病の特殊性にかんがみ、今後格段の配慮をされたい。

③⑦ 昭和 41 年 7 月 21 日

議案第 1 号「昭和 41 年度鳥取県一般会計補正予算」議決に
当たっての希望意見

倉吉農業高等学校の全寮制は、農業高等学校再編成の一環として実施されるものである。したがって、その実施上の細部にわたってはなお検討を要するものが多々あると思われる。特に適格なる教職員の配置及びその指導、学校の施設並びに住宅の確保、生徒の募集と教育の機会均等など重要案件があるが、これらについては所期の成果を上げるよう、最善の努力をせられたい。

③⑧ 昭和 43 年 3 月 25 日

議案第 49 号「昭和 42 年度鳥取県埋立事業会計補正予算」
議決に当たっての附帯意見

議案第 49 号昭和 42 年度鳥取県埋立事業会計補正予算のうち、請負工事代金の支払手段として使用する埋立造成土地の処分に当たっては、経済情勢の激変期にかんがみ、さらに議会の意向を聞いた上、慎重に措置されたい。

③ 昭和 44 年 3 月 7 日

中海地区新産業都市建設に関する要望意見

1. 境港新港については、将来における船舶の大型化、港湾荷役作業の機械化等を考慮した場合、しかも鉄鋼、船舶、食品工業等を誘致するためには、現在計画されている 1 万 5,000 トン岸壁では小規模であると考えられるので、5 万トン 2 バースの規模に拡大すべきである。

2. 内港利用の主なものは輸入木材であるが、将来我が国の木材需要は激増の一途をたどるものと思われる。

さらに、他県における木材港の将来計画等から見て、現在計画されている 70 万トンの貯木場ではとうてい賄うことができないので、中海を利用した年間取扱量を 300 万トンないし 500 万トン程度を目途とした貯木場面積を確保するほか、木材港として十分機能が果たせるような施設を整備すべきである。

なお、これに伴い、現在中海干拓淡水化事業の一環として計画されている中浦水道樋門に設ける閘門の規模は 5,000 重量トンを 1 万重量トンとするよう計画変更を行う必要がある。

3. 港湾内における船舶のふくそうを緩和し、利用の効率

化を図り、かつまた防災上の見地からも漁港施設を整備の上商港と漁港を分離し、新たな船溜りを設置する必要がある。

4. 貯木場の管理運営については、県、関係市町村、民間の共同出資による企業体を設立し、これに管理運営を行わせることが適当である。
5. 中海地区新産業都市の開発を促進するためには、山陽、阪神、東海方面との交通条件を早急に整備する必要があるので、中国縦貫自動車道及び中国横断自動車道の建設をさらに促進する必要がある。
6. 貯木場の規模を 300 万トンとするか、500 万トンとするかについては、今後の外材輸入、国内における需要の動向、さらに、境港が木材港として果たすべき役割等を十分調査の上計画しなければならないので、この調査を専門的機関に委託することが適当である。

④ 昭和 44 年 9 月 22 日

中海地区新産業都市建設に関する要望意見

1. 境外港地区に年間貯木能力 300 万トン程度の大規模な水面貯木場を建設すること。

これが具体的な設置の場所については経済的、効率的な観点から研究検討を要するところであるが、管理運営の方式については、県営とするか、もしくは公社または官民合同の企業体とするか、この 3 つの方式の中のいずれかによることが適当であること。

なお、昭和 48 年度以降前述の水面貯木場が完成するまでの間における貯木場の配置については、中海干拓事業

に関連して、去る昭和 39 年 11 月、農林省中国農政局長を立会人として、鳥取・島根両県知事の間締結された協定及び昭和 42 年 12 月、中海干拓工事の推進と水面貯木場の確保に関し、中国四国農政局中海干拓事務所長、鳥取・島根両県農林部長及び境港水面貯木場運営協議会長の四者間に締結された協定において触れられているところであり、県当局は、農林省に対し、この両県協定あるいは四者協定の精神にのっとり、責任をもって具体的な協議が整うようその促進方を強く申し入れること。

2. 貯木場の新設に当たり、その機能を一層効率的にするため、境港新港 5 か年計画により、現在、施行中の新港の防波堤を現計画よりもさらに延長して、木材船からの輸入木材の水面投下を可能にするための改定方を国に強く要望すること。

3. 現在、境港内にある漁港を新港の南側に移転し、施設設備を整備して、漁港としての機能の強化を図ること。

④① 昭和 44 年 12 月 11 日

議案第 2 号「鳥取県公害防止条例の設定について」に対する附帯意見

本条例に基づく規制基準を定める規則の制定に当たっては、これが条例による規制の実質的内容であることにかんがみ、県議会の意見を十分に聞き、公害防止の目的達成に遺憾なきを期するよう留意すること。

④② 昭和 45 年 3 月 25 日

米子駅前通り都市改造事業実施に関する要望

このことについては、さきに 10 月 28 日付をもって、

米子駅前通都市改造調査特別委員会委員長名をもって各種の助成措置を要望したところであるが、この地区における関係住民の業種及び業態並びに資力等が広範かつ多岐にわたっている点にかんがみ、本事業の実施に当たる県の事務所には、土木担当の職員のみならず、商工、厚生部門等に精通した職員もあわせて配置し、総合的施策が円滑に実施できるよう善処されたい。

④③ 昭和 45 年 9 月 30 日

島根県から同意を求められた「中海干拓事業のうち、本庄地区の計画変更並びに江島、森山地区工業開発計画」についての意見

中海及びその周辺地域の発展は、鳥取、島根両県の協調がない限り望めないものであるとの基本的立場から、標記の問題を検討するに、中海及び周辺地域の長期的かつ総合的な観点からの開発計画として当然考慮されるべき問題と、島根県の江島、森山地区の工業開発計画の具体化に伴って必然的に問題となる諸点が、この際明確に措置されるべきである。

したがって、さしあたり、次の条件について、島根県の同意が得られるならば、島根県の申し入れに同意して差し支えないものとする。

1. 境水道奥部の開発は、航行船舶の増大を惹起し境水道が現在以上に幅狭することは必至である。

したがって、まず、現在の境漁港の機能を阻害しない範囲に止めるとともに外港埋立地南側に漁港を整備することについて鳥取県の計画どおり促進すること。

2. 中海地域において木材工業の飛躍的発展を図るには、大

規模な貯木場が必要である。

すなわち、境港の外材輸入量は、本年度 55 万トンが予想され、昭和 50 年には約 180 万トン、また 60 年には 300 万トン以上と見込まれるが、これを受入れるためには、50 年に約 250 ヘクタール、60 年には約 480 ヘクタールの水面貯木場と整理場が必要となる。

したがって、既設貯木場（木工団地 5.4 ヘクタール）、計画中の貯木場（森山 17 ヘクタール、下宇部尾 29 ヘクタール）及び島根県が江島北側に計画している貯木場（84 ヘクタール）を整備しても、なお昭和 50 年時点で 100 ヘクタール以上不足するので、境港の港湾区域を江島北側の貯木場はもとより、江島南側にまで拡大し、ここに大規模貯木場を設置すること。

3. 干拓計画を島根県の計画どおりに変更した場合には、鳥取県の試算によると、鳥取県側の地元負担額が約 5,752 万円（反当 1 万 3,000 円）増加することが見込まれるが、これは全額島根県で負担すること。
4. 今後の中海開発のためには、中海を中浦水門によって締め切ることは好ましくないが、現段階において、農林省干拓計画の進行状況等を考慮する場合、中浦水門工事を現計画どおり進めることはやむを得ないものと思料する。しかしながら、水門締め切は全工事完成後、住民福祉につながる防災上の問題、公害に伴う水質汚濁、また畑地かんがい用水として使用できること等が、水質検査を初めとする調査検討の結果、不安のないことが具体的に立証され、鳥取・島根両県知事の意見が一致した時点において水門を締め切

るものとする。

なお、この件については、両県当局は、このことを農林省当局と交渉し、文書をもって確認を得ることを要望する。

④④ 昭和 46 年 12 月 17 日

議案第 1 号「昭和 46 年度鳥取県一般会計補正予算」についての附帯意見

議案第 1 号昭和 46 年度鳥取県一般会計補正予算についての歳出 6 款農林水産業費 5 項水産業費のうち、漁協職員研修施設設置費補助金の執行については、農林漁業施設補助金交付の基準要綱を設定する等、特に慎重を期する必要がある。

④⑤ 昭和 47 年 10 月 7 日

議案第 8 号「鳥取県自然環境保全審議会条例の設定について」議決に当たっての附帯意見

本審議会の発足及び運営に当たっては、鳥取県観光総合審議会と密接な連絡をとり、遺憾なきを期するよう留意すること。

④⑥ 昭和 49 年 2 月 21 日

議案第 1 号「昭和 49 年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

議案第 1 号昭和 49 年度鳥取県一般会計予算の歳出 7 款商工費 1 項商業費のうち、特別金融対策資金貸付金の枠に含まれる鳥取県信用組合に係るものは同組合の合併が確定した時点において償還させるものとする。

④⑦ 昭和 49 年 6 月 3 日

議案第 8 号「昭和 49 年度鳥取県営埋立事業会計補正予算」

議決に対する附帯意見

議案第 8 号昭和 49 年度鳥取県営埋立事業会計補正予算のうち、境港外港竹内地区埋立事業に係る機雷等の危険物の探査は、本来国が行うべき性格のものであると思料されるので、今後は国が経費を負担して行うよう要望すべきである。

④⑧ 昭和 51 年 12 月 18 日

議案第 1 号「昭和 51 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

議案第 1 号昭和 51 年度鳥取県一般会計補正予算の歳出 8 款 6 項住宅費に関し、県営住宅の家賃の値上げについては、入居者に値上げの趣旨の周知を図るよう努力するものとする。

④⑨ 昭和 52 年 3 月 16 日

議案第 38 号「昭和 51 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

議案第 38 号昭和 51 年度鳥取県一般会計補正予算の第 4 条債務負担行為中共同利用模範牧場設置事業費に関し、事業の進捗状況に合わせ、適期に補正すべきである。

⑤⑩ 昭和 53 年 12 月 18 日

議案第 11 号「鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」に対する附帯意見

同条例第 11 条の規定による授業料は、看護婦等養成施設の整備及び教育内容の充実等に充当するよう配慮されたい。

⑤⑪ 昭和 59 年 3 月 23 日

議案第 1 号「昭和 59 年度鳥取県一般会計予算」に対する附

帯意見

議案第 1 号昭和 59 年度鳥取県一般会計の歳出 7 款商工費 1 項商業費のうち、特別金融対策資金貸付金については、一部中小企業対策としての制度金融の運営上、的確と思えないので、今後鳥取県特別金融対策資金貸付規則の運用に当たっては、制度の趣旨、他の制度金融との均衡を配慮しながら貸付対象、貸付条件等を慎重に検討し、対処されたい。

⑤② 昭和 59 年 12 月 20 日

議案第 4 号「風俗営業等取締法施行条例の全部改正について」に対する附帯意見

議案第 4 号の条例及びその関係法令の運用に当たっては、衆議院地方行政委員会における風俗営業等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（昭和 59 年 7 月 5 日）、及び参議院地方行政委員会における風俗営業の規制等の改善対策確立に関する決議（昭和 59 年 8 月 7 日）の趣旨を十分尊重されたい。

⑤③ 平成 8 年 3 月 22 日

議案 1 号「平成 8 年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

議案 1 号「平成 8 年度鳥取県一般会計予算の歳出 6 款農林水産業費 1 項農業費 8 目農業協同組合指導費のうち、農協系統組織経営健全化特別支援事業費貸付金については、中浜農協の自助努力、現・旧役員責任をさらに明確化し、固定化債権の減額に最善の努力を払い、貸付金額、貸付期間の短縮に努めること。貸付金の金利など、中浜農協支援

のための処理策の全体像を明確にすること。

⑤④ 平成 9 年 3 月 21 日

議案第 19 号「鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する
条例の一部改正について」に対する附帯意見

議案第 19 号の条例の施行に当たっては、公社、事業団等
を含む行政改革を推進する中で、当該施設、既存の県立施
設、及び今後建設される県立施設の全般にわたり、管理運
営する組織について、検討委員会（仮称）を設立し、検討
されたい。

⑤⑤ 平成 9 年 3 月 21 日

議案第 29 号「鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正につ
いて」に対する附帯意見

議案第 29 号の条例の施行に当たっては、公社、事業団等
を含む行政改革を推進する中で、当該施設、既存の県立施
設、及び今後建設される県立施設の全般にわたり、管理運
営する組織について、検討委員会（仮称）を設立し、検討
されたい。

⑤⑥ 平成 9 年 12 月 15 日

請願 9 年農林水産第 1 号「名和町楽仙地区養豚団地の建設
反対について」議決（採択）に当たっての附帯意見

これはもとより畜産振興を妨げる趣旨ではなく、当該団
地造成に当たっては、周辺住民並びに町の同意を得て、悪
臭、飲料水などの周辺環境に影響を与えない計画にすべき
である。

⑤⑦ 平成 10 年 12 月 18 日

陳情 10 年農林水産第 8 号「農業用ビニール材の廃棄物処理

施設整備について」議決（趣旨採択）に当たっての附帯意見
農業用ビニール材の廃棄物処理方法の検討に当たって、
農家負担の軽減及び資源としての再利用について十分考慮
すべきである。

⑤⑧ 平成 12 年 11 月 2 日

議案第 1 号「平成 12 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

議案第 1 号平成 12 年度鳥取県一般会計補正予算の歳出
8 款土木費 6 項住宅費 2 目住宅建設費のうち、鳥取県西部
地震被災者向け住宅復興補助事業に関し、あらゆる措置を
講じて市町村の財政負担の軽減を図ること。

⑤⑨ 平成 13 年 12 月 18 日

議案第 26 号「殿ダムの建設に関する基本計画の変更に関して
国土交通大臣に意見を述べることについて」に対する附帯
意見

今回の国土交通省の事情による事業計画の変更により、
県企業局の鳥取地区工業用水道は、不安定な暫定水利権の
期間が延伸されることになる。県企業局が新たな給水事業
所の開拓に積極的に取り組むためにも、国土交通省に対し
て、安定的な水利権の確保のための柔軟な対応を要請され
たい。

⑥⑩ 平成 13 年 12 月 18 日

議案第 29 号「平成 13 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

議案第 29 号平成 13 年度鳥取県一般会計補正予算の歳出
2 款総務費 2 項企画費 3 目交通対策費の山陰本線・境港・

因美線高速化推進事業について、この事業は多額の税金の投入の上、西日本旅客鉄道株式会社が事業主体で実施される事業である。したがって、事業執行に当たって県・市町村の十分な点検が可能となる具体的な仕組みが担保される必要がある。このため、事業の進捗状況、負担金の使途等の西日本旅客鉄道株式会社からの報告及び県の検査の実施等について定めた協定を締結すること。

⑥① 平成 14 年 3 月 20 日

議案第 1 号「平成 14 年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

議案第 1 号平成 14 年度鳥取県一般会計予算の歳出 6 款農林水産業費 3 項農地費 1 目農地総務費大山山麓農地開発事業は、国営大山山麓総合農地開発事業に係る事業負担金などであるが、この国営大山山麓総合農地開発事業については計画変更の協議が農林水産大臣から知事になされているところである。ついては、農林水産大臣に回答するに当たっては、施設の維持管理費についてできる限り市町及び農家の負担軽減を図るように要請されたい。

⑥② 平成 14 年 7 月 3 日

議案第 1 号「平成 14 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

議案第 1 号平成 14 年度鳥取県一般会計補正予算の歳出 6 款農林水産業費 5 項水産業費 2 目水産業振興費、とっとり賀露かにっこ館整備推進事業については、同館のあり方を関係者と十分協議し、今後の管理運営費等運営計画を策定した上で、整備の推進を図ること。

⑥③ 平成 14 年 7 月 3 日

議案第 29 号「鳥取県産業廃棄物処分場税条例の設定について」に対する附帯意見

1. 産業廃棄物処理業者の理解を得て施行すること。
2. 近隣他県との調整を図った後に施行すること。
3. 施行後も近隣他県の課税客体の実態把握に努めること。
4. 早急に産業廃棄物処分場の設置促進を図ること。

⑥④ 平成 14 年 7 月 3 日

陳情 14 年農林水産第 1 号「卸売業（三荷受）経営基盤強化について」議決（採択）に当たっての附帯意見

荷受け業者にはさらなる経営努力を望むとともに、水揚げ量が回復した際には、再度使用料等の見直しが必要である。

⑥⑤ 平成 14 年 10 月 9 日

陳情 12 年教育第 12 号「米子工業高校の構内移転早期実現について」議決（採択）に当たっての附帯意見

現在地は都市計画上の整備がなされておらず、改築にあわせて狭隘な道路の拡幅等については県も支援すること。

⑥⑥ 平成 15 年 6 月 25 日

議案第 1 号「平成 15 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

1. 議案第 1 号平成 15 年度鳥取県一般会計補正予算の歳出 3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目身体障害者福祉費特定在宅処遇困難者臨時支援事業については、今後このようなケースが生じた場合の行政のとるべき方向性を定め、施策の基準を設けること。

2. 議案第 1 号平成 15 年度鳥取県一般会計補正予算の歳出
10 款教育費 4 項高等学校費 3 目施設設備整備費高校教
育改革整備事業については、整備に当たっては校舎屋上
の緑化に努めるなど、環境に十分配慮するとともに、地
元業者を優先させるなど地産地消に努めること。

3. 議案第 1 号平成 15 年度鳥取県一般会計補正予算の歳出
8 款土木費 3 項河川海岸費 1 目河川総務費河川区域内の
代執行に要する経費については、過去の交渉経緯を精査
し、円満な解決に努め、採石業者の自主的な撤去となる
ようにし、県の代執行とならないようにすること。

やむを得ず代執行することとなった場合においても、
当該採石業者の責任及び社会的責任等を明らかにして執
行すること。

⑥7 平成 15 年 10 月 8 日

陳情 15 年教育第 20 号「鳥取県立日野高等学校の一校舎化
にかかわる校舎等の教育施設の早期整備について」議決（趣
旨採択）、陳情 15 年教育第 25 号「日野高等学校の黒坂校舎
への一本化について」議決（不採択）及び陳情 15 年教育第
26 号「日野高等学校の黒坂校舎への一本化について」議決（不
採択）に当たっての附帯意見

日野高校を根雨校舎に一元化することに際し、黒坂校舎
の実習施設等を最大限に有効活用し、農業教育の充実に努
めること。

⑥8 平成 16 年 3 月 9 日

議案第 18 号「平成 15 年度鳥取県一般会計補正予算」に対
する附帯意見

議案第 18 号平成 15 年度鳥取県一般会計補正予算の歳出 8 款土木費 2 項道路橋りょう費 4 目直轄道路事業費負担金に要する経費については、中国横断自動車道姫路鳥取線の施行主体が日本道路公団から国土交通省に変更になったことに伴い、新直轄負担金として鳥取県がその整備費の一部について負担を伴うようになりました。今日、県内建設業界は長引く景気の低迷と公共事業の削減により、経営環境が悪化する業者も多く、県内企業の倒産件数の半数以上を建設業者が占めています。

については、県費負担を伴う姫路鳥取線の整備に当たっては、今以上に県内企業への優先発注に努めてもらうよう国に強く求めていくこと。

⑥ 平成 16 年 3 月 19 日

議案第 1 号「平成 16 年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

1. 歳出 2 款総務費 2 項企画費 1 目企画総務費男女共同参画推進費の男女共同参画事業所リーダー養成委託事業

事業の実施に当たっては、委託者としての県の考え方を明確にし、受託者と連携してリーダーの養成に努めること。

2. 歳出 3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費子どもの居場所づくりモデル事業

既設の不登校対策制度との役割分担を明確にし、かつ不登校児童・生徒の実態を十分に把握し、県、市町村、学校、NPO等の団体間での十分な連携のもとで、対象とする児童・生徒や運営方針を決定すること。

3. 歳出 8 款土木費 6 項住宅費 2 目住宅建設費公営住宅建設事業費

公営住宅の整備に当たっては、その役割と県及び市町村の役割分担を早急に明確にするとともに、建設完了後は速やかに市町村に引き継ぐことを検討すること。

4. 歳出 6 款農林水産業費 2 項畜産業費 2 目畜産振興費優良雌牛整備支援事業

県内の優良雌牛を保留し、改良することこそ県産和牛改良への近道である。優良雌牛導入に当たっては、原則として県内牛を優先し、助成すること。

5. 歳出 8 款土木費 4 項港湾費 4 目空港費米子空港周辺地域振興交付金

予算提案されたものを減額修正すると、後年度に事業が実施されないのではないかととの誤解を招くこととなるので予算の減額修正は控えるが、地元市と十分調整し、事業が遂行されるよう最大限の努力をされたい。

さらに、このたびの当初予算には問題ありと議会から厳重に指摘されたことを厳粛に受けとめ、今後の予算編成にあっては関係者との連携を綿密にして、年度末に不用額となることが明らかな予算計上などは絶対にしないようにすること。

⑦ 平成 16 年 12 月 17 日

議案第 1 号「平成 16 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

議案第 1 号平成 16 年度鳥取県一般会計補正予算の歳出 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、社会福祉

施設職員等退職手当共済事業については、当該退職手当共済制度について、介護保険分野を初めとした社会福祉事業への多様な主体の参入が進展する中で、民間事業者との公平を図る観点から、給付水準や助成のあり方を早急に見直すよう国に提言すること。

⑦① 平成 17 年 3 月 23 日

議案第 1 号「平成 17 年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

1. 歳出 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費鳥取県厚生事業団経営安定化支援事業

厚生事業団への県立施設の移管に当たっては、県民の貴重な財産を譲渡または貸し付けすることにかんがみ、施設利用者に不安感を抱かせないように十分配慮するとともに、サービスの向上や役員並びに組織体制の強化など経営資質の向上が図られるよう調整・助言を行うこと。

2. 歳出 3 款民生費 1 項社会福祉費 4 目老人福祉費介護保険サービス資質向上対策事業

介護報酬の不正・不当な請求実態を踏まえ、市町村との連携を強化し、介護支援専門員の研修の充実や介護サービス事業者に対する指導の強化に努めること。

3. 歳出 6 款農林水産業費 4 項林業費 9 目狩猟費イノシシ管理計画推進事業

イノシシ被害の激増に対応するため、被害実態の迅速な把握を行うとともに、関係部局や市町村と連携し、事業の実効性をより高める総合的な対策を行うよう検討すること。

⑦② 平成 17 年 3 月 23 日

議案第 15 号「平成 17 年度鳥取県営電気事業会計予算」に対する附帯意見

「資本的支出」「建設改良費」「建設仮勘定」「風力発電開発事業」

県内の風力発電所においては落雷被害が相次いでいる事例を踏まえ、風力発電所の建設に当たっては落雷対策を十分に行い、採算性の確保に努めること。

⑦③ 平成 17 年 3 月 23 日

議案第 18 号「平成 17 年度鳥取県営病院事業会計予算」に対する附帯意見

中央病院、厚生病院における給食業務、運転業務等については、引き続き外部委託の検討を進め、経営の健全化に積極的に取り組むこと。

⑦④ 平成 17 年 3 月 23 日

議案第 76 号「財産を無償で譲渡し、及び貸し付けること（鳥取県立社会福祉施設の建物及び用地）について」に対する附帯意見

厚生事業団への県立施設の移管に当たっては、県民の貴重な財産を譲渡または貸し付けすることにかんがみ、施設利用者に不安感を抱かせないように十分配慮するとともに、サービスの向上や役員並びに組織体制の強化など経営資質の向上が図られるよう調整・助言を行うこと。

⑦⑤ 平成 17 年 7 月 5 日

議案第 1 号「平成 17 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

1. 歳出 4 款衛生費 4 項医薬費 2 目医務費医師養成確保奨学金制度については、県内病院等における医師の絶対的な不

足、及び地域あるいは診療科による医師の偏在などの課題に対応するため、医師養成確保奨学金制度の有効的な活用と併せて、医師の確保、定着に向けた総合的な対策を早急に検討すること。

2. 歳出 10 款教育費 5 項特殊学校費 2 目盲聾学校費及び 3 目養護学校費 県立盲・聾・養護学校安全対策事業については、不審者の早期発見、校舎内への不審者の侵入防止の観点から、来校者が職員室等から確認できるよう建物の改善（窓ガラスの材質改善等）を検討するとともに、教職員の防犯意識の向上策の実施などハード・ソフト両面で実効性のある安全管理の取組を積極的に推進すること。

3. 歳出 2 款総務費 1 項総務管理費 9 目県外事務所費名古屋事務所設置事業については、昨今の厳しい財政状況の中で実施されるものであり、今後の需要を十分調査した上で、想定される窓口機能、活動拠点機能などが有効に働くような仕組みを検討し、事業執行するとともに、県民や名古屋経済界など利用者への周知を徹底し、設置の効果をより高めること。

⑦ 平成 17 年 10 月 12 日

議案第 1 号「平成 17 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

歳出 7 款商工費 2 項工鉱業費 2 目中小企業振興費 因州和紙 next 展開催事業

因州和紙 next 展の開催に当たっては、県及び関係団体の費用負担及び役割分担を明確にすること。また、今後、官民が協力して行う事業を実施する際には、官民の役割分担及び費用負担について、類似の事業と均衡を失することのないよう一定の基準を定めるとともに、事業終了後、効果

検証も行うこと。

⑦⑦ 平成 17 年 12 月 16 日

議案第 30 号「平成 17 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

歳出 2 款総務費 2 項企画費 3 目交通対策費「余部橋りょう架替支援事業」について

余部橋りょうの架替えについては、山陰本線の安全性、定時性確保のため、必要性は認められ、地元負担についても、過去の経緯からやむを得ないものと考えられるが、山陰・但馬地域と首都圏との交流促進に大きな役割を果たしている寝台特急「出雲」について、地元の意向に反して運行廃止の意向が伝えられたことから、運行継続について J R 各社へ強く要望することとし、状況の推移によっては予算執行の一時保留など、方策を講じること。

⑦⑧ 平成 18 年 3 月 24 日

議案第 90 号「平成 17 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

歳入 14 款諸収入 8 項雑入、歳出 4 款衛生費 1 項公衆衛生費 3 目予防費動物愛護管理事業

犬の捕獲に起因する損害賠償については、該当職員に「重大な過失」があったと判断されたことから、国家賠償法の規定に基づき、該当職員に対して求償権を行使することとし、歳入予算に「弁償金」として損害賠償の 5 割に相当する金額が計上されている。

しかし、野犬の捕獲処分に係る薬品（毒物）の使用に当たっては、職員個人の注意義務とともに、薬品（毒物）

使用に関する組織管理上の問題が大きいと言わざるを得ない。このため、国家賠償法の規定に基づく求償権の行使に当たっては、「重大な過失」の有無及び求償割合の妥当性について、再度慎重に検討すべきと考える。

⑦ 平成 18 年 3 月 24 日

議案第 1 号「平成 18 年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

1. 歳出 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費人権救済条例見直し事業費

鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例については、県内で発生している人権侵害の事実の調査確認等による条例の見直しを行う必要があるため、当該条例及び関係条例の施行を、別に条例で定める日まで停止し、有職者による検討委員会を設けて適切な人権救済の方法を検討することとされている。人権を侵害され救済を求める県民が多数おられることは明らかであり、検討の過程の透明性、公平性を確保しながら見直しに要する期間は必要最小限とし、速やかに実効性ある条例を施行すること。

2. 歳出 4 款衛生費 2 項環境衛生費 4 目環境保全費自然エネルギー県庁率先導入事業及び自然エネルギー地域導入促進事業並びに歳出 10 款教育費 6 項社会教育費 4 目博物館費山陰海岸学習館改修事業

自然エネルギー利用の推進を目的として県有施設に率先導入するペレットストーブについては、県みずから地球温暖化を防ぐため化石燃料の使用を削減するという意

義は認めるものの、県有施設へのペレットボイラーの導入に当たっては、将来を見つめその機器の性能や導入効果を十分に調査し、慎重に対応すること。また、地産地消の観点から県内事業者によるペレットやペレットストーブの生産を進めるよう諸施策を進めること。

3. 歳出4款衛生費2項環境衛生費4目環境保全費環境管理事業センター支援事業

公共関与による産業廃棄物処理施設設置の展望が極めて厳しい状況において、環境管理事業センターへの支援を含めて、今後の公共関与の在り方について、18年度中を目途に方針を出すこと。

4. 歳出4款衛生費2項環境衛生費4目環境保全費地球温暖化防止活動推進事業

地球温暖化防止に向けた木質バイオマスの普及啓発に当たっては、ペレットストーブの導入に特化した活動に偏ることなく、薪、チップ、ペレットなど様々な木質バイオマスについて、導入の意義、化石燃料とのコスト比較、導入効果の検証結果等を十分に情報提供するとともに、様々な木質バイオマスの利用促進に向けた地域の草の根活動の推進を強化すること。

5. 歳出2款総務費2項企画費1目企画総務費男女共同参画推進企業認定事業

男女共同参画を推進するため、平成19年度以降の鳥取県建設工事入札参加資格者格付けから、本予算に基づく男女共同参画推進企業の認定取得により加点を行うこととしている。

しかし、このことは建設業者の経営への新たな負担となることが想定されることから、安易に加点の対象とし、認定取得を半ば強制するような方法ではなく、建設業界の意見を聞き取る等、より慎重に対応すべきである。

⑧⑩ 平成 18 年 7 月 7 日

議案第 18 号「権利の放棄（鳥取県農業改良資金貸付金に係る違約金の減額）について」に対する附帯意見

すべての滞納債権について、速やかに適切な回収を図ると共に、適正な債権管理を行うこと。

⑧⑪ 平成 18 年 3 月 9 日

議案第 82 号「鳥取県建設工事等入札制度基本方針について」に対する附帯意見

「鳥取県建設工事等入札制度基本方針」に基づく入札制度については、総合評価競争入札の実施など品質確保の体制が整備され、かつ、円滑な事業実施のため関係者等へ十分周知した上で施行すること。

⑧⑫ 平成 19 年 10 月 9 日

議案第 1 号及び第 18 号「平成 19 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

歳出 2 款総務費 2 項企画費 3 目交通対策費「米子－ソウル国際定期便搭乗率向上緊急対策費」について及び「米子－ソウル国際定期便緊急運航費支援補助金」について

山陰唯一の国際航空定期便、米子－ソウル便は、鳥取県にとってステータスシンボルともいえるべき重要路線である。鳥取県の将来にとって大きな役割を果たしていくことは、論を待たないところである。

こうした観点から、その維持存続を図るため、緊急避難的に実施される今回の運航費支援については、やむを得ざるものと理解する。将来にわたって路線を存続するためには、搭乗率を向上して採算ラインに近づける必要があり、今回の補正予算で計上された搭乗率向上緊急対策事業を着実かつ効果的に実施すること。

なお、アジアナ航空への支援補助金については、苦しい県財政の中での対策であることに重きを置き、機会あるごとに県民に十分な説明をし、理解を求めること。さらに、アジアナ航空との協定に際しては、機材の大型化に伴う搭乗率の低下等が生じる場合は、保証ラインの設定について別途アジアナ航空と協議すること。

また、江原道との交流中断以来の搭乗率の激減を見るにつけ、江原道との交流がいかに必要か、を知らされた思いである。よって、その再開に向けて、知事が率先して行動されることを望むものである。

⑧3 平成 20 年 3 月 10 日

議案第 21 号「平成 19 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

債務負担行為「アンテナショップ賃借料」について

アンテナショップは、首都圏に向かって、本県が打って出るための情報の受発信や、物産販売・食の提供の拠点としての機能が期待されている。

このことを踏まえ、ショップ運営の中核的役割を担う運営事業者の募集に当たっては、円滑な店舗運営が行われ、期待される機能が存分に発揮されるよう、応募条件

等について充分検討すること。

⑧④ 平成 20 年 6 月 18 日

議案第 1 号「平成 20 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する
附帯意見

債務負担行為補正のうち、総合療育センター等の給食業務を民間事業者に委託するに当たっては、直営と同等若しくはそれ以上の安全と質の高いサービスが提供されるよう慎重な取り組みと最善の努力を行うこと。

⑧⑤ 平成 20 年 6 月 18 日

議案第 13 号「天神川流域下水道条例の一部改正について」に対する
附帯意見

天神川流域下水道の指定管理者を選定するに当たっては、指定管理者が業務を再委託する場合に、再委託先として県内企業を優先的に評価する仕組みを導入すること。

⑧⑥ 平成 20 年 10 月 14 日

議案第 8 号「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の設定について」に対する
附帯意見

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の理念は理解できる。

しかし、この条例で中山間地域は、過疎法、山村振興法等の定める地域とされており、この中には、現在、非常に苦しい漁業地域が指定されているので、漁村地域の振興についても、十分な配慮をすること。

⑧⑦ 平成 21 年 12 月 16 日

議案第 1 号「平成 21 年鳥取県一般会計補正予算」に対する
附帯意見

歳出 8 款土木費 5 項都市計画費 3 目公園費のうち「都市公園管理費」及び「公有財産購入費」について

今回、県が取得する施設の運営に当たっては、常任委員会の議論を踏まえ、施設そのものの集客力を高める方策を実施するとともに、近隣の東郷湖羽合臨海公園と連携するなど、今まで以上に積極的に集客力の向上を図ることが必要である。

併せて、県は市町村、民間等と連携して、燕趙園など東郷湖羽合臨海公園の在り方を根本的に検証し、中部圏域の観光振興に真剣に取り組むと同時に、県全体、さらには山陰全体の観光振興につなげるよう、あらゆる知恵と努力を集結して取り組んでいくこと。

⑧ 平成 22 年 3 月 17 日

議案第 1 号「平成 22 年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

歳出 6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業総務費のうち「鳥取県立とっとり花回廊管理委託費」について

とっとり花回廊の業務を平成 23 年度以降も引き続き指定管理者に委託することとし、その選定方法は公募とされている。

指定管理者の選定方法は、原則公募によるとされているところであるが、現下の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、県では、緊急雇用経済対策に取り組んでいる中、とっとり花回廊は、本県の観光及び花卉園芸の振興のための拠点施設として整備され、県内の経済雇用にも多大な貢献をしている施設であることを十分に考慮して、指定管理者の選定方

法を検討すること。

⑧ 平成 22 年 6 月 23 日

議案第 1 号「平成 22 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する
附帯意見

歳出 2 款総務費 1 項総務管理費 8 目私立学校振興費のうち
「私立高等学校等支援金」について

今回、新たに創設される私立中学校就学支援金制度については、県民の理解及び意見に注視しながら、支給基準となる保護者の所得の上限、支給額等の見直しを含めた検討及び国における制度化の要望を継続して行うこと。

⑨ 平成 22 年 10 月 8 日

議案第 1 号「平成 22 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する
附帯意見

歳出 2 款総務費 2 項企画費 2 目計画調査費のうち「鳥取環境大学公立大学法人化事業」について

鳥取環境大学を魅力ある大学として生まれ変わらせるため、経営のあり方、教育内容など、大学の抜本的改革を断行することが不可欠である。具体的には、環境学部環境学科、経営学部経営学科の 2 学部 2 学科への学部学科改編を行うことや、県と鳥取市の共同による公立大学法人への移行について、県は鳥取市とともに、新たに設置する公立大学法人化協議会において精力的に検討を行い、その検討状況を逐次県議会に報告すること。

⑩ 平成 22 年 12 月 17 日

議案第 19 号「平成 22 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する
附帯意見

歳出 8 款土木費 5 項都市計画費 3 目公園費のうち「都市公園安全安心事業」について

都市公園安全安心事業の燕趙園園外トイレの瓦改修経費の事業実施に当たっては、県民が納得する適正な価格で発注するよう瓦葺きの原材料や工法など様々な実施方法を比較検討すべきであること。

② 平成 24 年 3 月 19 日

議案第 1 号「平成 24 年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

1. 歳出 7 款商工費 3 項観光費 1 目観光費のうち「まんが王国とっとり建国記念事業」について

まんが王国とっとり建国記念事業を実施するに当たっては、早急に事業内容を固めた上で広報宣伝を行うとともに、県民の皆さんからもさらに幅広い協力が得られるように努めること。

事業効果を最大限活用するため、観光入込客数の確保については、有効な対策を講じ、地域経済の活性化につながる事業とするとともに、併せて、次年度以降に投資効果が及ぶものとする。

また、入場料徴収等の事業収入を得ることも検討し、効率的な事業実施を行うとともに一層の経費節減に努めること。

2. 歳出 8 款土木費 3 項河川海岸費 3 目砂防費のうち「社会資本整備総合交付金（急傾斜地崩壊対策事業）」、「地域自主戦略交付金（急傾斜地崩壊対策事業）」、「単県急傾斜地崩壊対策事業」及び「単県小規模急傾斜地崩壊対策事業」につ

いて

急傾斜地崩壊対策事業及び平成 24 年度に創設される単県小規模急傾斜地崩壊対策事業は、県民の生命・財産を守るために有効な施策である。

しかし、急傾斜地崩壊対策事業においては、事業の重要性・緊急性に応じて 5 %から 20%の受益者負担金を課すこととなっており、このことが事業実施上の隘路となっていると推察され、さらに新規事業においても同様の負担金が隘路となることが予想される。

県民の要望の強い急傾斜地対策を着実に推進するため、現行の受益者負担割合について、廃止を含めて低減化することを早急に検討すること。

3. 歳出 8 款土木費 4 項港湾費 1 目港湾管理費のうち「みなとさかい交流館外壁改修工事」について

みなとさかい交流館外壁改修工事の実施に当たっては、二度と漏水がないように細心の注意を払って設計と施工を行い、屋根材や外壁材に使用するガルバリウム鋼板の色彩等については、建物の役割、位置づけについて考慮し、水木しげるロード等の周辺環境に適合するものとなるよう充分配慮すること。

⑨③ 平成 24 年 10 月 12 日

議案第 7 号「鳥取県税条例の一部改正について」に対する附帯意見

平成 23 年 4 月 1 日以降、廃棄物処理法第 12 条第 13 項に基づき、自社処分を行う事業者に帳簿の作成・保存義務を課すとの改正がなされた。従って、産業廃棄物処分場税の適用期

間延長に当たって、県は自社処分場を保有する廃棄物処理業者に対して、法に則り、適正な廃棄物処理を行うよう指導すること。併せて、産業廃棄物に係る税制の導入について、隣県の兵庫県の理解を得るよう、努めるとともに県民や事業者に対して、税の目的や制度の周知を図ること。

⑨④ 平成 24 年 10 月 12 日

議案第 8 号「鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について」に対する附帯意見

条例の趣旨を如何にして徹底するかが課題である。図書販売業者のみならず、あらゆる手段を講じて広く県民に理解を求めるとともに、有害図書の指定や薬物の販売そのものの規制に取り組むべきである。

⑨⑤ 平成 24 年 10 月 12 日

陳情 24 年教育第 15 号「倉吉東高等学校補習科（仮称）設置について」議決（趣旨採択）に当たっての附帯意見

専攻科廃止に至るまでの経緯や専攻科廃止を決定した平成 22 年 10 月 8 日の議会決議の趣旨を踏まえて、対応すること。

⑨⑥ 平成 25 年 3 月 22 日

議案第 1 号「平成 25 年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

歳出 6 款農林水産事業費 3 項農地費 1 目農地総務費のうち「土地改良区基盤強化支援事業」、「土地改良負担金総合償還対策事業」、「土地改良施設維持管理適正化事業」、「中海干拓事業」、「大山山麓農地開発事業」、「東伯かんがい排水事業」及び同款同項 2 目土地改良費のうち「経営体育成促進事業」、「（公共事業）農業農村整備事業」について

米川土地改良区、上大口土地改良区と相次いで不適正経理が確認されたことは非常に遺憾であり、それぞれの不適正経理が10年以上前から行われていたにも関わらず、国又は県の検査で発見されず、長期にわたって見落としたことについても、県は重く受け止めるべきである。

については、予算執行に当たっては外部監査の導入など土地改良区の監査体制を一層強化するよう指導するとともに、県においても専門知識を有する職員を配置するなど、再発防止策を講ずること。

⑨ 平成25年12月17日

議案第37号「平成25年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

歳出8款土木費6項住宅費2目住宅建設費のうち「環境にやさしい木の住まい助成事業補助」について

県産材が不足することが懸念されるため、供給体制を拡充するなど、補正予算が十分活用されるよう対策を講じること。

⑩ 平成26年10月14日

議案第7号「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について」に対する附帯意見

本来、薬物の濫用防止は国の法令で定めるべきものであるが、危険ドラッグの濫用による事件・事故が多発するなど、全国的に深刻な社会問題となっている。

このような現状を踏まえると、喫緊の対応として条例による規制強化もやむを得ないと考えるが、将来的には全国で一律の対応をすべく、国の法令で定めるよう、強く国に働きかけること。

なお、条例の施行にあたっては、全国に先駆けて施行することに鑑み、厳格かつ慎重な運用に努められたい。

㊟ 平成 26 年 12 月 19 日

議案第 1 号「平成 26 年度鳥取県一般会計補正予算」に対する
附帯意見

債務負担行為のうち日本海沖メタンハイドレート調査促進事業に係る「鳥取大学大学院工学研究科寄附講座開設事業費」について

石油など従来型の化石燃料の枯渇の懸念や環境破壊の問題から、再生可能エネルギーなど新たな代替エネルギーへの転換が叫ばれている。

その中でも、メタンハイドレートは、豊富とされる資源量と石油・石炭に比した二酸化炭素排出量の少なさから日本のみならず、世界が次世代のエネルギーとして注目している。

このたび、他県に先駆けて、本県でメタンハイドレートに係る専門的人材の育成に取り組もうとしている。

いうまでもなくエネルギー政策は国の将来を左右する重要課題であるが、メタンハイドレートの開発調査や実用化に直結する研究を進めるために、調査研究の機能や開発技術等を地方に分担させるとともに、十分な予算を確保するよう国に強く働きかけ、研究成果を地域に還元できるシステムの構築に努めること。

○100 平成 27 年 3 月 12 日

議案第 43 号「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正について」に対する附帯意見

このたびの条例改正の趣旨が、鳥取砂丘の利用を増進する

ための施策を充実させながら、より安心・安全な観光地をめざすものであることから、条例改正の趣旨を多くの砂丘利用者に適正に理解していただけるよう広報に努めるとともに、観光客の安全と砂丘を利用したスポーツ活動の共存を図るため、砂丘利用のガイドラインなどを活動団体等と協議しながら作成し、鳥取砂丘の魅力と価値の向上を図ること。

○101 平成 27 年 6 月 26 日

議案第 1 号「平成 27 年度鳥取県一般会計補正予算」及び議案第 12 号「鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」議決に当たっての附帯意見

議案第 1 号歳出 10 款教育費 6 項社会教育費 5 目青少年社会教育施設費のうち「県立青少年社会教育施設管理委託費」、「船上山少年自然の家運営費」及び「大山青年の家運営費」並びに議案第 12 号「鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」については、「指定管理者制度の導入も含めて、運営のあり方を抜本的に検討すべき」という評価を平成 24 年度の事業棚卸しにおいて、受けている。この評価を受けて、教育委員会では、第三者評価委員会である青少年社会教育施設運営委員会を設置し、青少年教育施設としての機能強化、さらに生涯学習施設としての役割の追加が求められるとして、施設機能の充実や管理運営のあり方について提言を受けるなど、検討を進めてきたところである。

この提言に基づき、教育委員会では平成 28 年度から指導業務部門以外について指定管理者制度を導入し、事務を効率化することにより、指導業務部門の充実を図ることとして指定管理候補者選定委員会の運営費並びに施設管理委託費の債務

負担行為が提案されている。

しかし、社会教育の錬成に加えて生涯学習を提供する施設機能の充実を目指すためには、質の高い体験プログラムの開発・実施や、それを担う指導員の拡充が必要である。

従って、年間研修生を2名とし、通年で4人役の指導員体制として、指導員の体制強化について早急に検討すること。

○102 平成28年10月12日

議案第7号「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正について」に対する附帯意見

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例第22条第1項において、防犯カメラを設置し、又は運用する者は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されることのないようにするための措置を講ずるよう努めるものとされているが、防犯カメラ設置者等には個人も含まれることをより明確にするため、防犯カメラを設置する個人も対象であることを、現在検討中の「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」に明記するよう検討すること。

適切な画像の取扱い、情報漏えい防止及び画像の適切な保管など、防犯カメラの安全な利用のために必要な措置について、防犯カメラ設置者等に説明することを防犯カメラ設置工事業者及び販売業者に求めることとし、指針に明記するよう検討すること。

○103 平成29年3月23日

議案第1号「平成29年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

議案第1号「平成29年度鳥取県一般会計予算」歳出10款教

育費 6 項社会教育費 4 目博物館費、鳥取県立美術館整備推進事業について

1. 美術館建設候補地となっていた関係市町に対して、建設地決定の経緯について十分な説明責任を果たし、理解を得るよう努めること。
2. 美術館の建設に当たっては、過度な施設整備を控え建設費用の削減に努めるとともに、管理運営費が過大とならないような施設とし、後世の県民負担とならないように充分留意すること。
3. 鳥取藩ゆかりの絵師（土方稻嶺、片山楊谷、黒田稻臯、沖一峨など）の作品や当時の美術工芸品、さらには、鳥取市にゆかりのある吉田璋也に代表される民芸運動による工芸及び近現代の工芸作品は、その歴史的、地域的背景を勘案し、現在の博物館施設に残すこと。

併せて、引き続き研究・管理・展示・解説ができるよう学芸員を配置すること。

4. 鳥取市が美術館建設を行う際には、以前の鳥取市桂見の美術館構想の経緯もあり、県は支援協力をする事。

○104 令和元年 10 月 9 日

議案第 1 号「令和年度鳥取県一般会計補正予算」に対する附帯意見

議案第 1 号令和元年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）
4 款衛生費 2 項環境衛生費 4 目環境保全費、環境管理事業センター支援事業については、淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画について、処分場の必要性及び安全性に関し住民理解が更に深まるよう、地元住民に寄り添って、事業主体で

ある鳥取県環境管理事業センターだけでなく、最終的に許可を判断する県としても、丁寧に調査を行い、しっかりと説明責任を果たすこと。

○105 令和元年 12 月 20 日

議案第 13 号「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例」に対する附帯意見

1. 本調査会の調査は、科学的な知見を有する委員により公平・中立に行われるようにすること。
2. 本調査会の資料、議事録は公開を原則とし、調査会における議論の内容が県民に伝わるようにすること。
3. 本調査会の調査内容にかんがみ、調査が客観的、学術的に行われるよう、調査会の公開手法も含め、その環境を整えること。

○106 令和 2 年 8 月 25 日

議案第 1 号「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」に対する附帯意見

本条例の施行に当たり、知事は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 新型コロナウイルス感染症から国民の生命と健康を保護することは国全体の課題であり、本来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために必要となるクラスターが発生した施設又は催物（以下単に「施設」という。）の公表や使用停止等に関する法体系は国において完備すべきであることから、国に対して法制化の働きかけを強力に進めること。
- 2 本条例の的確かつ迅速な施行のためには、県民や事業者、

関係団体、市町村の理解と協力が不可欠であることから、県として、直ちに、あらゆる機会を捉え、丁寧にかつ分かりやすく周知の徹底を図ること。

- 3 保健所が果たす機能の重要性に鑑み、鳥取市保健所を設置する鳥取市と緊密な連携と協力を図ること。特に、感染者が発生した施設の公表については、鳥取市保健所の管轄区域においては、一義的には同保健所を設置する鳥取市に感染症予防法第 16 条の規定に基づく権限があることを踏まえ、クラスターが発生した施設に関する公表についても、同市とあらかじめ総合調整の上、統一的な運用を図ること。
- 4 クラスターが発生した施設の公表及び当該施設におけるクラスター対策等が適切に講じられたと認める旨の公表については、積極的疫学調査を的確かつ迅速に実施するためのものであるとともに、当該施設におけるクラスター対策等の状況に対する県民の公正・的確な理解を促進するためのものであり、過度な不安や風評被害を引き起こすことがないように十分留意すること。なお、クラスターが発生した事業者や近接する事業者にとって、施設の名称等を公表されることは営業の継続に甚大な影響を与えることから、本条例の適用に当たっては慎重な姿勢で臨むとともに、当該事業者が事業活動を継続できるよう必要な支援を図ること。
- 5 クラスターが発生した施設の従業者、利用者又は参加者にとどまらず、新型コロナウイルス感染症の患者情報の公表に当たっては、感染症予防法第 16 条第 2 項の規定の趣旨及び病歴の公開が本人に対する不当な差別、偏見その他の

不利益を生じさせるおそれがあることに鑑み、積極的疫学調査を的確かつ迅速に実施するために必要な最小限度のものとするよう努め、プライバシーの保護に十分留意すること。

○107 令和4年3月24日

議案第1号「令和4年度鳥取県一般会計予算」に対する附帯意見

1 歳出2款総務費2項企画費1目企画総務費「ロシア極東地域交流推進事業」について

ロシアがウクライナに侵攻する軍事行動を行ったことを踏まえて、本議案におけるロシアを対象とした文化交流事業について、国際社会の渡航制限や経済制裁により事業効果が期待できない等の状況を考慮し、予算執行に当たって一時保留など適切な方策を講じること。

2 歳出7款商工費1項商業費4目貿易振興費「ロシアビジネス拠点化構築事業」について

ロシアがウクライナに侵攻する軍事行動を行ったことを踏まえて、本議案におけるロシアを対象とした経済交流事業について、国際社会の渡航制限や経済制裁により事業効果が期待できない等の状況を考慮し、予算執行に当たって一時保留など適切な方策を講じること。

○108 令和4年12月22日

議案第20号「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に対する附帯意見

本条例の施行に当たっては、住民に身近な市町村の役割が極めて重要であるが、各市町村において直面する状況も多様であ

り、取組の実施状況や充実度など、包括的支援体制の構築に向けた歩みが一様でないことを踏まえ、改めて県において速やかに市町村の理解を得ながら、市町村及び関係団体等との有機的連携を十分図るとともに、地域共生社会の実現に向けて本条例の実効性を確保するよう努めること。

○109 令和5年10月13日

議案第11号「公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立夢みなとタワー）について」から議案第30号「公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立生涯学習センター）について」までに対する
附帯意見

このたびの指定管理者更新に向けては、産業振興条例の趣旨を踏まえつつ県外事業者の参入要件を緩和したほか、一部性能発注の導入、利用者サービス向上に向けた評価基準の見直しなど、発注手法について改善の努力が見られるものの、コロナ禍や急激な物価高騰等の影響もあり、公募に対して従来の受託者からの一者提案にとどまる事例もあるなど、見直しの成果が十分に得られたと言い難い状況である。

本来、指定管理者制度は、民間活用による公共施設の効率的な管理運営や利用者サービスの質的向上を目的に、本県においても導入を進めてきたところである。

利用者である県民全体の便益を第一義とし、県の施策推進と施設管理のあり方の整理を含め、事業者において更なる参入意欲が喚起されるよう、令和11年の次期更新に向けて適切な競争環境が確保されるよう取り組むこと。

○110 令和7年6月30日

議案第18号「鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条

例」に対する附帯意見

青少年の容貌の画像情報を悪用した児童ポルノ等による被害を防ぐための実効的な措置を条例上規定することは、本県の青少年を被害者にも加害者にもさせず、青少年の健全な育成環境形成のため、必要なものであり、特に迅速な被害者救済は喫緊の課題である。

その上で、以下の点に留意し運用すること。

- 1 条例に基づく行政処分にあたっては、その判断基準について客観性と透明性を確保し、公平・公正に対応できる仕組みを設けるとともに、被害を受けた青少年に対して、迅速に実効性のある権利侵害の防止に努めること。
- 2 インターネット上に公開された有害情報について、加害者への廃棄・削除命令にとどまらず、拡散防止に努めるとともに、被害相談・救済体制の充実を図るなど、最大限被害を受けた青少年及びその家族に寄り添った対応を行うこと。
- 3 国に対し、法で規制される児童ポルノについて、生成AI等により作成されたものも対象になることを明確化し、厳正な取締りを行うよう、引き続き、強く働きかけること。